

# 重要経済安保情報保護法案についての意見

弁護士 齋藤 裕

## 1 重要経済安保情報保護法案の主要な問題点と衆議院での修正

重要経済安保情報保護法案が国会提出された際の大きな3つの問題

- ・秘密指定が恣意的になる可能性がある。ひいては知る権利の侵害
- ・適性評価によって個人のプライバシー等が侵害される危険性がある。
- ・中小企業等民間にとっての負担感がある。

これらの点についてどのように修正されたか？

- ・秘密指定が恣意的になる可能性がある。ひいては知る権利の侵害  
⇒18条3項で有識者会議から指定の状況等の意見聴取、19条で国会への報告、附則9条で指定等の適正を確保する方策について検討、附帯決議9項で重要経済安保情報の範囲明確化
- ・適性評価によって個人のプライバシー等が侵害される危険性がある。  
⇒附帯決議4項で労使の意思疎通のためのガイドライン、11項で目的外利用されないようあらかじめ措置、14項で通報相談窓口の設置等
- ・中小企業等民間にとっての負担感がある。  
⇒附帯決議5項で中小企業等への支援の検討

○衆議院で一定の改善は図られたが・・・

以下、修正後も残る問題点、修正が意味あるものなのか、秘密指定の適正化、適性評価、企業への影響に分けて意見を述べる。

## 2 秘密指定の適正化が果たされるのか？

- ・修正により、有識者会議からの指定の状況等の意見聴取、国会への報告が規定されたが、これでは秘密保護法と同じ。秘密保護法でも秘密指定の適正化が図られていない。

2015年にアメリカで強制秘密解除制度により全体として秘密指定解除されたのは24万0717頁、一部解除されたのは10万9349頁。対